

令和5年度、6年度、7年度艦船搭載武器等（陸上装備品等を含む。）
の定期検査等に係る役務契約希望者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官等

大湊地方総監部経理部長

記

1 調達予定品目

令和5年度、6年度、7年度艦船搭載武器等（陸上装備品等を含む。）の定期検査等（対象機器等については別表第1から別表第3のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 第1項に関する項目について、令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の、東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 別表第1～別表第3に記載する検査・修理等の能力を有し、不具合等発生時に迅速、かつ継続的に対応可能であること。
- (9) 検査・修理等に必要な次の設備を有すること。
- ア 計測器、試験装置及び専用冶工具類を有し、検査等に十分な設備
 - イ 陸揚げ時、対象とする機器の整備に必要な十分な作業用工場
 - ウ 所要の官給品及び陸揚げ補給品等の保管倉庫
- (10) 検査・修理等に必要な次の体制・能力を有すること。
- ア 当該機器の製造会社との技術的な連携がとれること。
 - イ 造船所工事等、工事の実施に際して、造船所及び関連会社との連携が必要な場合は、十分な連携体制がとれること。
 - ウ 当該機器の検査・修理等に対応できる能力を有する所要の技術者が確保されていること。
 - エ 当該機器に対応した防衛省規格又はISO規格等の品質管理能力を有すること。
 - オ 労働法規に適合した安全管理体制を有すること。
- (11) 別表第1～別表第3中の「工事に必要な項目、根拠法規等」の欄に指定がなされている場合は、当該法規等の認可を有するか、契約履行時確実に認可を受けられる見込みがあること。
- (12) 別表第1～別表第3中の「工事に必要な項目、保全特約」の欄に指定がなされている場合は、次の設備及び体制を有すること。
- ア 「特別防衛秘密」又は「特定秘密」若しくは「秘密」に属する文書、図面及び物件を保管できる設備
 - イ 秘密保全に関する海上自衛隊の例規類に準じた保全に関する自社規定
- (13) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (14) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて本項第8号から第13号の項目を満たすこと。

3 応募方法及び資料の提出

応募する者は、別紙様式「参加表明書」に、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資

料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 過去5年間における最新の検査・修理等実績（実績がない場合は省略可）
- (4) 前項第8号から第12号に規定する設備及び体制等を証明する書類
- (5) 本役務の一部を下請業者に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び委託する業務に応じて前項第8号から第12号に規定する項目を証明する書類
- (6) 前項第13号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- (7) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

4 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1
0175-24-1111（内線2253）

(2) 提出期間

令和4年12月27日（火）～令和5年1月24日（火）午後4時45分

なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(5) 提出部数

参加表明書 2 部、技術資料 1 部

5 技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

6 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

7 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大湊地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号
大監公示第10号（令和4年12月27日）
- 2 対象機器等

番号	機器名		募集区分				備 考
	名 称	型 式	定検	年検	修理	改造	

- ※ 「募集区分」欄には、応募する区分のみに「○」を付して下さい。
- ※ 対象機器等の記載に際しては、別紙を用いて作成しても差し支えありません。

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 会社の財政状況・経営成績を証する書類
3 〇〇〇〇

別表第1

(誘導武器)

番号	機器名		募集区分(注1~4)				工事に必要な項目	
	名 称	型 式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	76mm速射砲用高速揚弾装置		○	○	○	○		
2	艦対艦ミサイル艦上装置	1形、2形	○	○	○	○		
3	高速小型水上標的	1形			○	○		
4	76mm基準砲				○	○	武器等製造法	
5	54口径127mm基準砲				○	○	武器等製造法	
6	チャフロケットシステム	MK36	○	○	○	○	武器等製造法	
7	高性能20mm機関砲 付属装置		○	○	○	○		
8	スイッチボード	WCSB-6()	○	○	○	○		
9	ラジエーション・ハザード計	N-ME-74B		○	○	○		
10	ラジエーション・ハザード計	N-ME-74C		○	○	○		
11	ラジエーション・ハザード計	N-ME-96		○	○	○		
12	20mm機関砲用教練弾				○			
13	垂直発射装置	GMVLS MK48	○	○	○	○	武器等製造法	
14	艦艇に対する誘導武器機器の 装備工事等 (注4)		○	○	○	○		

注：募集区分の項目は、次のとおり。

- 1 定検・年検には定・年検時の修理も含む。
- 2 修理とは、中間修理、臨時修理及び物品修理をいう。
- 3 改造とは、改造及び改修をいい、改造時(装備含む。)の設置及び調整試験を含む。
- 4 装備工事等とは、誘導武器機器の装備に係る調査・設計、搭載・撤去及び移設並びにそれらに付随する付帯工事をいう。ただし、専門業者が実施する修理、改造及び調整・試験を除く。

(水中武器)

番号	機器名		募集区分(注1~4)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	アスロックミサイル直接装てん装置	1型	○	○	○	○		
2	アスロックローダークレーン	1型	○	○	○	○		
3	魚雷揚卸装置		○	○	○	○		
4	機雷探知機用標的		○	○	○	○		
5	高圧空気管装置及び圧縮機付属諸管装置		○	○	○			
6	処分用爆雷運搬用リフター		○	○	○	○		
7	水中自走標的格納台		○	○	○			
8	水中自走標的投入架台		○	○	○			
9	切断器	()形			○			
10	船尾ローラ		○	○	○	○		
11	掃海装置付属機器		○	○	○	○		
12	ハンドリフトトラック	MK42(J)	○	○	○	○		
13	非磁性高圧気蓄器(縦型)	改1	○	○	○			
14	磁気コンパス	T-100	○	○	○	○		
15	磁気コンパス	T-125型	○	○	○	○		
16	磁気コンパス	T150-VA型	○	○	○	○		
17	水中交話記録盤	()			○			
18	ジャイロコンパス艦上試験器				○			
19	ログ試験器	ASTEP-1			○			

番号	機器名		募集区分(注1~4)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
20	救命索投射機	3形()			○	○		
21	救命索投射機格納箱		○	○	○	○		
22	信号拳銃格納箱		○	○	○	○		
23	信号用火工品格納箱		○	○	○	○		
24	水温記録器校正装置	LMM-1			○	○		
25	Cleaner/Evaluator	TE-9200		○	○			
26	音響信号伝送装置ラインテスタ	N-TS-255			○			
27	ダイファーマ信号発生器	N-SG-119			○			
28	試験信号発生器	NGM-20			○			
29	ソナー送信器冷却装置	探信儀OQS-4()		○	○	○		
30	ソナー送信器冷却装置	探信儀OQS-5()		○	○	○		
31	ソナードーム	探信儀OQS-8		○	○	○		
32	ソナードーム加圧装置	OQS-4()用		○	○	○		
33	ソナードーム加圧装置	OQS-8用		○	○	○		
34	データ記録試験器	NDL-15			○			
35	排気ダンパ	艦船用ソフバイ信号処理装置OQA-()用			○			
36	水測用冷却装置			○	○	○		
37	類別送信制御器	N-C-371()	○	○	○	○		
38	望遠監視装置	LXX-1	○	○	○	○		○

番号	機器名		募集区分(注1~4)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
39	艦艇に対する水中武器機器の装備工事等(注4)		○	○	○	○		
40	望遠監視システム	LXX-2	○	○	○	○		○
41	吊下台	()型	○	○	○			

注：募集区分の項目は、次のとおり。

- 1 定検・年検には定・年検時の修理も含む。
- 2 修理とは、中間修理、臨時修理及び物品修理をいう。
- 3 改造とは、改造及び改修をいい、改造時(装備含む。)の設置及び調整試験を含む。
- 4 装備工事等とは、水中武器機器の装備に係る調査・設計、搭載・撤去及び移設並びにそれらに付随する付帯工事をいう。ただし、専門業者が実施する修理、改造及び調整・試験を除く。

(通信電子)

番号	機器名		募集区分(注1~5)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
1	ESM散水制御装置		○	○	○	○		
2	NORA-1散水制御装置		○	○	○	○		
3	接地接続箱(掃海艇)		○	○	○	○		
4	船底接地銅板(掃海艇)		○	○	○	○		
5	通信回路(艦艇用)		○	○	○	○		
6	流量監視計 (レーダ水冷機用)		○	○	○	○		
7	電波吸収体(艦艇用)		○	○	○	○		
8	空中線	N-AT-15B()	○	○	○	○		
9	展張空中線		○	○	○	○		
10	ファン型空中線		○	○	○	○		
11	受信機	ORR-16()	○	○	○	○		
12	レーダトランスポンダ	YPT-1()	○	○	○	○		
13	非常用位置指示ブイ	YRT-1()	○	○	○	○		
14	無線機	RRC-27()	○	○	○	○		
15	OGQ-()用 印刷電信処理装置付加器 材		○	○	○	○		
16	光コネクタ接続キット	TNZ-317A	○	○	○	○		
17	無線通信制御装置 (YDT02用)		○	○	○	○		
18	管制器	N-C-309()	○	○	○	○		

番号	機器名		募集区分(注1～5)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
19	基地管制器	N-C-902()	○	○	○	○		
20	管制器	N-SB-815B-1	○	○	○	○		
21	スピーカ	N-LS-23()	○	○	○	○		
22	スピーカ	N-LS-4()	○	○	○	○		
23	スピーカ	N-LS-44()	○	○	○	○		
24	スピーカ	N-LS-45()	○	○	○	○		
25	スピーカ	N-LS-49()	○	○	○	○		
26	スピーカ	N-LS-50()	○	○	○	○		
27	スピーカ	N-LS-59()	○	○	○	○		
28	飛行甲板指令系管制器	1型	○	○	○	○		
29	交話機	OIC-11()	○	○	○	○		
30	交話機	OIC-17()	○	○	○	○		
31	交話機	OIC-18()	○	○	○	○		
32	交話機	OIC-19()	○	○	○	○		
33	交話機	OIC-7()	○	○	○	○		
34	分電盤	N-JB-73()	○	○	○	○		
35	艦船電子機器用配電盤	N-SB-251()	○	○	○	○		
36	配電盤	N-SB-252()	○	○	○	○		
37	配電盤	N-SB-253()	○	○	○	○		
38	配電盤	N-SB-254()	○	○	○	○		

番号	機器名		募集区分(注1～5)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
39	蓄電池	PB12-90	○	○	○	○		
40	蓄電池格納箱		○	○	○	○		
41	方位信号付加器		○	○	○	○		
42	映像伝送装置	NLRR-20()	○	○	○	○		
43	デジタル伝送端局装置	LCC-30()	○	○	○	○		
44	信号発生器	N-SG-106()	○	○	○	○		
45	定在波計	N-ME-55()	○	○	○	○		
46	定在波計	N-ME-94()	○	○	○	○		
47	オシロスコープ	N-OS-47()	○	○	○	○		
48	オシロスコープ	SS-3510	○	○	○	○		
49	一斉放送装置		○	○	○	○		
50	電子機器用変圧器		○	○	○	○		
51	応急用直流給電盤		○	○	○	○		
52	画像伝送付加器	N-CV-396()	○	○	○	○		
53	送信制御装置	NLSW-48()	○	○	○	○		
54	監視装置	LSW-45()	○	○	○	○		
55	多極転換器	N-SA-209()	○	○	○	○		
56	多極転換器	N-SA-210()	○	○	○	○		
57	多極転換器	N-SA-211()	○	○	○	○		
58	電子機器用配電盤	N-SB-360()	○	○	○	○		

番号	機器名		募集区分(注1~5)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
59	鉛蓄電池ヒューズ箱		○	○	○	○		
60	艦艇に対する通信電子機器の装備工事等(注5)		○	○	○	○		
61	電波探知妨害装置用冷却系器材	冷却配水管 流量計	○	○	○	○		
62	レーダ用冷却系器材	冷却配水管	○	○	○	○		
63	コールサイン表示盤	N-MX-467()	○	○	○	○		
64	応急無線機	ORC-48()	○	○	○	○		
65	空中線切換共用器	N-CU-262()	○	○	○	○		
66	接続盤	N-CU-265()	○	○	○	○		
67	冷却装置警報盤	N-ID-261()	○	○	○	○		
68	舷門接続箱	N-JB-92()	○	○	○	○		
69	コールサイン表示盤	N-MX-466()	○	○	○	○		
70	信号分配器	K-CU-005()	○	○	○	○		
71	切換器	K-SB-033()	○	○	○	○		
72	接続箱	N-J-44()	○	○	○	○		
73	テータリンク连接器	N-CV-380()	○	○	○	○		
74	垂直タテポール空中線	VD-3552SD	○	○	○	○		
75	味方識別装置	AN/UPX-29()	○	○	○	○		
76	避雷装置	OMN-1	○	○	○	○		

番号	機器名		募集区分(注1~5)				工事に必要な項目	
	名称	型式	定検	年検	修理	改造	根拠法規等	保全特約
77	ネットワーク通信装置	LYQ-50()	○	○	○	○		
78	接続箱	K-CN-024	○	○	○	○		

注：募集区分の項目は、次のとおり。

- 1 定検・年検には定・年検時の修理も含む。
- 2 修理とは、中間修理、臨時修理及び物品修理をいう。
- 3 改造とは、改造及び改修をいい、改造時(装備含む。)の設置及び調整試験を含む。
- 4 陸上装備機器については、定検を定期修理に、年検を定期検査に読み替える。
- 5 装備工事等とは、通信電子機器の装備に係る調査・設計、搭載・撤去及び移設並びにそれらに付随する付帯工事をいう。ただし、専門業者が実施する修理、改造及び調整・試験を除く。